



「第2次情報セキュリティ基本計画(案)」について

平成20年12月19日
内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)
<http://www.nisc.go.jp>

甲第
123
号証

参考資料2

第1次情報セキュリティ基本計画 (2006年度～2008年度)

- 我が国の情報セキュリティ政策の立ち上げ
- 「気付きを与える」ための戦略
- 官民各主体のITの安心・安全な利用へ向けた取組み

『情報セキュリティ立国』の思想
 『ジャパン・モデル』の確立・世界への展開
 (高品質・高信頼性・安心安全)
 『情報セキュリティ先進国』の実現

目指すべき結果
 情報セキュリティ上の
 問題がない水準

継続

発展

- 情報セキュリティ上の問題がない水準を目指す
- 各主体最大限の尽力は更に進める
- 対策の推進、水準の向上

■ 具体的取組みの
 持続的な推進

■ 「事故前提社会」
 への対応力強化

■ 合理性に裏付けられた
 アプローチの実現

第2次情報セキュリティ基本計画(仮称)

基本理念

『成熟した情報セキュリティ立国』

- より現実に即した実効的な情報セキュリティ対策●
 - ・冷静で迅速な対応
 - ・最適な水準の対策の効果的・効率的な実施
 - ・説明責任の明確化

ITルネサンス

世界との協調・イニシアティブの発揮

基本目標

「ITを安心して利用可能な環境」の構築

- 基本目標に向けて考慮すべき諸点●

■ 「事故前提社会」への対応力強化

■ 合理性に裏付けられたアプローチの実現

- ・理解(気付き)の推進、判断力の向上
- ・事後対応への更なる注力
- ・主体間の共通理解、信頼関係の構築
- ・事実把握と被害拡大防止・再発防止への情報共有

- ・脅威の把握、リスクへの柔軟な対応
- ・コスト・利便性とのバランス
- ・最適な「水準」に関する認識の共有
- ・人的側面の対策
- ・説明責任の明確化

1. 第1次基本計画('06~'08年)

成果

情報セキュリティ政策の立上げ

◆ 関係者の「気付き」を高めた

- P to Pソフトで情報流出の危険性
- サイバー攻撃で情報を盗まれる危険性
- システム障害で事業が止まる危険性

◆ とりあえず政策推進の枠組みは構築

- 政府機関の統一基準に基づく対策と評価
- 重要インフラ事業者間の情報共有体制
- 日米、日ASEANで情報交換を行う枠組み

◆ (問題が生じないための)事前対策の取組みはある程度進展

- 但し、日々新たなリスクが生まれ、また変化している

2. 第2次基本計画('09年~'11年)

目標

政策の継続と更なる発展

◆ 事前対策は当たり前のことに

◆ 問題が生じても、冷静かつ迅速に事後対応・復旧活動を推進できる

◆ 情報を管理する側に加えて、情報を預ける側も取組みの対象に

第1章

第1次情報セキュリティ基本計画の下での取組みと2009年の状況

- 1 第1次情報セキュリティ基本計画の下での取組み (第1次基本計画の考え方などについて記述)
- 2 2009年の状況 (第1次基本計画の下で様々な取組みを進めた結果、どのような状況となっているか考察)

第2章

第2次情報セキュリティ基本計画における基本的考え方と2012年の姿

- 1 第2次情報セキュリティ基本計画の基本的考え方 (第2次基本計画の考え方などについて、適宜第1次基本計画と比較しながら記述)
- 2 2012年の姿 (第2次基本計画の下で様々な取組みを進めた結果、計画期間後にどのような姿となると考えているか記述)

第3章

今後3年間に取り組む重点政策

- 1 対策実施4領域における取組みの推進と政策目的の着実な実現 (政府・地方公共団体、重要インフラ、企業、個人について記述)
- 2 横断的な情報セキュリティ基盤の強化と発展 (技術、人材、国際、犯罪対策などについて記述)

第4章

政策の推進体制と持続的改善の構造について

- 1 政策の推進体制
- 2 他の関係機関等との関係
- 3 持続的改善構造の構築

- 「第2次情報セキュリティ基本計画(案)」は、情報セキュリティ問題全般に係る中長期計画(全体設計図)として、今後の我が国の取組みに関する、1)基本的考え方と、2)重点政策の方向性を提示。
- 具体的には、2009年度～2011年度までの3カ年計画として策定。これまで同様、本計画に基づいた年度ごとの推進計画である「セキュア・ジャパン」を策定するとともに、年度ごとの取組み状況や社会変化などに関する評価等を行う予定。

第1次基本計画からの「発展」と「継続」

- 1 具体的取組みの持続的な推進、新たな課題への政策的対応 (第1次基本計画で構築した取組みの各種枠組みを持続的に活用)
- 2 「事故前提社会」への対応力強化 (十分な事前対策の取組みにも関わらず、万が一問題が生じた場合を考えて準備を怠らない)
- 3 合理性に裏付けられたアプローチの実現 (情報資産の価値、リスクの大きさに応じた合理的(最適)な水準の対策を実現)

第2次基本計画の基本的考え方

- 基本目標 → 「ITを安心して利用できる環境」の構築 (第1次基本計画と同様。IT基本法第22条の実現)
- 取組みにあたっての基本理念 → 「セキュリティ立国」の思想の成熟 (IT時代の力強い「個」と「社会」の確立へ)
(目指す「姿」は、最適な水準の取組みとセキュリティの実現であり、絶対的な無謬性の追求ではない → 絶対的な無謬性から脱却するには国民や社会全体の意識改革も不可欠)
- 基本目標の実現に向けた取組み → 官民の各主体が適切な役割分担を果たす「新しい官民連携モデル」
+ (対策実施側のみならず) 情報提供側も視野に入れた取組みの推進
(第1次基本計画の下では、対策実施主体及び対策支援主体による「新しい官民連携モデル」を追求。状況変化を踏まえ、新たに情報提供側も視野に入れた取組みを推進)

第2次基本計画の下で取組みを行う政策領域

- 課題の把握から事前対策、事後対応まで視野に入れた取組み
(事前対策のみならず、万が一問題が生じた場合も視野に入れて事後対応の準備を進める)
- 技術面での対応から制度面、人的側面の対応まで視野に入れた取組み
(技術開発から人材育成のような側面まで幅広く取組みを進める)
- 国内における対策の推進から、情報セキュリティ確保のために国際的になされる活動も視野に入れた取組み
(IT利用・活用においては国境を越えるのは当然となっており、国内の取組みと国際的な取組みを有機的に結びつけた取組みとする)
- 国民の日常生活や経済活動といった個別主体に関係の深い領域から、安全保障や文化といった我が国全体に関係の深い領域にまで対応した取組み
(情報セキュリティ問題は相当程度幅が広いことに鑑み、様々な観点から柔軟かつ領域横断的に取組みを進める)